○新宿区政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月23日 条例第4号

改正 平成13年7月10日条例第42号 平成14年4月1日条例第28号 平成18年3月23日条例第1号 平成19年3月23日条例第34号 平成20年10月10日条例第41号 平成25年2月22日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定 に基づき、新宿区議会議員(以下「議員」という。)の調査研究その他の活動に資するため 必要な経費の一部として、新宿区議会(以下「議会」という。)における会派(所属議員が1 人の場合を含む。以下「会派」という。)に対し、政務活動費を交付することに関し必要な 事項を定めるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第2条 政務活動費は、会派に対し交付する。

(政務活動費の額)

- 第3条 会派に係る政務活動費は、月額15万円に月の初日における当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。
- 2 月の初日において、議員の辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若 しくは除名、会派の消滅又は議会の解散があった場合は、当該議員は前項の当該会派の所 属議員に含まないものとする。
- 3 月の初日において、議員の会派への入会又は会派の結成若しくは合併があった場合は、当 該議員は第1項の当該会派の所属議員に含むものとする。
- 4 各会派の所属議員の数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。 (会派の届出)
- 第4条 議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び経理責任者を定め、その代表者は、議長の定める会派結成届を議長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により提出した会派結成届の内容に異動が生じたときは、その会派の代表者は、 速やかに議長の定める会派異動届を議長に提出しなければならない。
- 3 会派が消滅したときは、その代表者は、速やかに議長の定める会派消滅届を議長に提出しなければならない。
- 4 前3項の届出による会派の結成、異動又は消滅の効力は、それぞれ次の各号に定める日に 生ずるものとする。
 - (1) 会派結成届 議長に当該届が提出された日
 - (2) 会派異動届 届出事由により次に定める日とする。
 - ア 議員の辞職、失職、死亡又は除名 当該事実の発生の日
 - イ 議員の所属会派からの脱会若しくは除名、議員の会派への入会又は会派の合併 議 長に当該届が提出された日
 - (3) 会派消滅届 議長に当該届が提出された日。ただし、前号アの事由により会派が消滅したときは、その事実の発生の日
- 5 月の初日に前項第1号、第2号イ又は第3号の届出をしようとする場合において、その日が 新宿区の休日を定める条例(平成元年新宿区条例第1号)第1条第1項に規定する休日に当た り、かつその翌日に当該届が提出されたときは、前項の規定にかかわらず、月の初日に届 が提出されたものとみなす。

(会派等の区長への通知)

- 第5条 議長は、前条第1項の規定により会派結成届のあった会派について、毎年度4月5日までに4月1日現在における会派の所属議員の数を区長に通知しなければならない。
- 2 議長は、年度途中において、会派結成届、会派異動届又は会派消滅届が提出されたときは、 速やかに区長に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定等)

- 第6条 区長は、前条の規定により通知のあった会派について、政務活動費の交付の決定又は 交付の決定の変更を行い、会派の代表者に通知しなければならない。
 - (政務活動費の請求、交付及び返還)
- 第7条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日までに、当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、1四半期の途中において任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。
- 2 1四半期の途中において、新たに会派を結成したときは、当該会派の代表者は、前条の規 定による通知を受けた後速やかに、交付決定された政務活動費のうち当該四半期に属する 月数分の政務活動費を請求するものとする。
- 3 1四半期の途中において、会派の所属議員の数が増える異動が生じたときは、当該会派の 代表者は、前条の規定による通知を受けた後速やかに、増額決定された政務活動費の増額 分のうち当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。
- 4 区長は、前3項の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。
- 5 1四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、既に交付された政務活動費の額から減額決定された政務活動費の額を減じた額を速やかに返還しなければならない。
- 6 1四半期の途中において、会派の所属議員の数が減る異動が生じたときは、当該会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、減額決定された政務活動費の減額分のうち当該四半期に属する月数分の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

- 第8条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、区民相談、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他区民の福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。
- 2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。 (四半期収支状況報告書の提出)
- 第9条 会派の代表者は、各四半期における政務活動費に係る収入及び支出の状況について、 議長の定める四半期政務活動費収支状況報告書(以下「四半期収支状況報告書」という。) を作成し、当該支出に係る領収書等の原本及びこれを補完するものとして議長の定めるも の(以下「証拠書類」という。)を添付して、各四半期終了日の翌日から起算して30日以内 に議長に提出しなければならない。
- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該四半期における当該会派の消滅の効力が生じた日の属する月までの収入及び支出について、四半期収支 状況報告書を作成し、証拠書類を添付して、当該日の翌日から起算して30日以内に議長に 提出しなければならない。

(年度収支報告書の提出)

- 第10条 会派の代表者は、各年度における政務活動費に係る収入及び支出について、議長の 定める年度政務活動費収支報告書(以下「年度収支報告書」という。)を各年度終了日の翌 日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派の消滅の 効力が生じた日の属する年度における政務活動費に係る収入及び支出について、年度収支 報告書を作成し、当該日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。 (議長の調査等)
- 第11条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前2条の規定により四半期収支状況 報告書又は年度収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。
- 2 議長は、前項の調査の結果、第8条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲外の経費又は証拠書類が添付されていない経費若しくは当該添付された証拠書類によってはその支出を証することが困難であると認められる経費(以下「充当範囲外経費等」とい

- う。)の支出があると認めるときは、区長にその旨を報告するものとする。
- 3 議長は、第1項の調査を行うほか、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(年度収支報告書の写しの送付)

第12条 議長は、第10条の規定により提出された年度収支報告書の写しを区長に送付するものとする。

(政務活動費の残余額等の返還)

- 第13条 区長は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派が その年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合、当該残 余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。
- 2 前項に規定するもののほか、区長は、第11条第2項の規定による報告を受けたときは、当該会派がその年度において行った政務活動費による支出の総額のうち、充当範囲外経費等に相当する額の返還を命ずることができる。

(年度収支報告書等の保存)

第14条 第9条及び第10条の規定により提出された四半期収支状況報告書及びこれに添付された証拠書類並びに年度収支報告書は、これらを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(会計帳簿の調製等)

- 第15条 経理責任者は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、第9条の規定により議長に提出された領収書等の写しその他議長の定めるものを整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の年度収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。
- 2 会派の消滅があったときは、前項に規定する書類の保存は、会派の消滅時に当該会派の経 理責任者であった者が行うものとする。 (委任)
- 第16条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年7月10日条例第42号)

- この条例は、新宿区情報公開条例(平成13年新宿区条例第5号)の施行の日から施行する。 附 則(平成14年4月1日条例第28号)
- この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月24日条例第2号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月23日条例第1号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成18年度以 後に交付する政務調査費について適用し、平成17年度以前に交付した政務調査費につい ては、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月23日条例第34号)

- し この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新宿区政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成19年度以 後に交付する政務調査費について適用し、平成18年度以前に交付した政務調査費につい ては、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月10日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月22日条例第13号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

別表 (第8条関係)

項目	内容
調査研究費	会派が行う新宿区の事務及び地方行財政に関する調査研究 及び調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会、講演会等に要する経費及び他の団体が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び区政に関する政策等の広報活動に要す る経費
広聴費	会派が行う区民からの区政及び会派の活動に対する要望及 び意見の聴取並びに区民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が行う要請及び陳情に係る活動に要する経費
会議費	会派が行う各種会議に要する経費及び他の団体が開催する 意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料費	会派が行う活動に必要な資料の作成及び図書、資料等の購入 に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務費	会派が行う活動に係る事務遂行に要する経費